

世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則</p>	<p>○世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則</p>
<p>平成10年9月30日規則第100号</p>	<p>平成10年9月30日規則第100号</p>
<p>改正</p>	<p>改正</p>
<p>平成12年3月31日規則第86号</p>	<p>平成12年3月31日規則第86号</p>
<p>平成15年3月31日規則第55号</p>	<p>平成15年3月31日規則第55号</p>
<p>平成16年6月30日規則第58号</p>	<p>平成16年6月30日規則第58号</p>
<p>平成18年12月20日規則第124号</p>	<p>平成18年12月20日規則第124号</p>
<p>平成19年3月30日規則第30号</p>	<p>平成19年3月30日規則第30号</p>
<p>平成31年2月28日規則第5号</p>	<p>平成31年2月28日規則第5号</p>
<p>令和3年3月31日規則第71号</p>	<p>令和3年3月31日規則第71号</p>
<p><u>令和6年3月5日規則第14号</u></p>	
<p>世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則</p>	<p>世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則</p>
<p><u>第1条から第2条 現行のとおり</u></p>	<p><u>第1条から第2条 略</u></p>
<p>(建築基準関係規定の審査を受ける場合の構造計算適合性判定及び特定建築基準適合審査)</p>	<p>(建築基準関係規定の審査を受ける場合の構造計算適合性判定及び特定建築基準適合審査)</p>
<p>第2条の2 法第17条第3項の規定による計画の認定（以下「特定建築物の計画の認定」という。）又は法第18条第1項の規定による計画の変更の認定（法第22条の2第5項において準用する場合を除く。以下「特定建築物の計画の変更認定」という。）を受けようとする者は、法第17条第4項（法第18条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による申出をする場合で、当該申出に係る特定建築物の建築等の計画が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請をする場合に、同法第6条の3第1項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合す</p>	<p>第2条の2 法第17条第3項の規定による計画の認定（以下「特定建築物の計画の認定」という。）又は法第18条第1項の規定による計画の変更の認定（法第22条の2第5項において準用する場合を除く。以下「特定建築物の計画の変更認定」という。）を受けようとする者は、法第17条第4項（法第18条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による申出をする場合で、当該申出に係る特定建築物の建築等の計画が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請をする場合に、同法第6条の3第1項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合す</p>

改正後	改正前
<p>るかどうかの確認審査を要するものであるときは、区長が特定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定をするまでの間に、同項の構造計算適合性判定を受けるとともに、同条第7項の適合判定通知書又はその写しに建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3条の7第1項第1号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類を添えて、区長に提出しなければならない。</p>	<p>るかどうかの確認審査を要するものであるときは、区長が特定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定をするまでの間に、同項の構造計算適合性判定を受けるとともに、同条第7項の適合判定通知書又はその写しに建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3条の7第1項第1号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類を添えて、区長に提出しなければならない。</p>
<p>2 特定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定を受けようとする者は、法第17条第4項の規定による申出に併せて、建築基準法第6条の3第1項ただし書の構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である<u>建築主事等（同法第6条第1項に規定する建築主事等をいう。以下同じ。）</u>が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をするよう申出をすることができる。この場合において、当該審査をする部分については、前項の規定は、適用しない。</p>	<p>2 特定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定を受けようとする者は、法第17条第4項の規定による申出に併せて、建築基準法第6条の3第1項ただし書の構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である<u>建築主事</u>が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をするよう申出をすることができる。この場合において、当該審査をする部分については、前項の規定は、適用しない。</p>
<p>（計画の通知）</p>	<p>（計画の通知）</p>
<p>第3条 法第17条第5項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、計画通知書（第2号様式）に建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請書（以下「建築確認申請書」という。）を添えて、<u>建築主事等</u>に行うものとする。</p>	<p>第3条 法第17条第5項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、計画通知書（第2号様式）に建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請書（以下「建築確認申請書」という。）を添えて、<u>建築主事</u>に行うものとする。</p>
<p><u>第4条から第6条 現行のとおり</u></p>	<p><u>第4条から第6条 略</u></p>
<p>（申請の取下げ）</p>	<p>（申請の取下げ）</p>
<p>第7条 特定建築物の計画の認定若しくは協定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定若しくは協定建築物の計画の変更認定を申請した者は、区長が当該特定建築物の計画の認定若しくは協定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定若しくは協</p>	<p>第7条 特定建築物の計画の認定若しくは協定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定若しくは協定建築物の計画の変更認定を申請した者は、区長が当該特定建築物の計画の認定若しくは協定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定若しくは協</p>

改正後	改正前
<p>定建築物の計画の変更認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（第7号様式）の正本及び副本により区長に届け出なければならない。</p> <p>2 区長は、第3条の通知を行った場合において取下げ届の提出があったときは、取下げ通知書（第8号様式）により<u>建築主事等</u>に通知しなければならない。</p> <p>3 取下げ届の副本は、申請をした者に返還するものとする。</p> <p><u>第8条から第11条 現行のとおり</u></p>	<p>定建築物の計画の変更認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（第7号様式）の正本及び副本により区長に届け出なければならない。</p> <p>2 区長は、第3条の通知を行った場合において取下げ届の提出があったときは、取下げ通知書（第8号様式）により<u>建築主事</u>に通知しなければならない。</p> <p>3 取下げ届の副本は、申請をした者に返還するものとする。</p> <p><u>第8条から第11条 略</u></p>
<p>附 則 この規則は、平成10年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年3月31日規則第86号） この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年3月31日規則第55号） 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行細則の規定に基づき作成された様式の内紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</p> <p>附 則（平成16年6月30日規則第58号） この規則は、平成16年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年12月20日規則第124号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月30日規則第30号） この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成31年2月28日規則第5号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年3月31日規則第71号）</p>	<p>附 則 この規則は、平成10年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年3月31日規則第86号） この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年3月31日規則第55号） 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行細則の規定に基づき作成された様式の内紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</p> <p>附 則（平成16年6月30日規則第58号） この規則は、平成16年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年12月20日規則第124号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月30日規則第30号） この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成31年2月28日規則第5号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年3月31日規則第71号）</p>

改正後	改正前
<p>1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第1号の2様式、第3号様式、第5号様式から第7号様式まで、第9号様式、第10号様式及び第12号様式の規定に基づき作成された様式の使用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</p> <p><u>附 則（令和6年3月5日規則第14号）</u></p> <p><u>1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第1号の2様式、第3号様式、第5号様式から第7号様式まで、第9号様式、第10号様式及び第12号様式の規定に基づき作成された様式の使用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</p>